

○日光市スポーツ合宿誘致推進事業補助金交付要綱

平成26年11月10日

告示第121号

改正 平成27年8月7日告示第79号

改正 令和5年4月1日告示第57号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市におけるスポーツ合宿（スポーツ技術の向上を目的とする合宿をいう。以下「合宿」という。）の誘致を推進し、もって交流人口の拡大や地域経済の活性化を図るため、本市で合宿を行うスポーツ団体に対し、日光市スポーツ合宿誘致推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、日光市補助金等交付規則（平成18年日光市規則第59号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) スポーツ団体 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校又は専修学校在学する者及びスタッフ（監督、コーチ、マネージャー等をいい、保護者は含まない。以下同じ。）で構成する運動部等をいう。

(2) 宿泊施設 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条に規定する許可を受けた宿泊施設（公の施設、キャンプ場、バンガローその他この要綱の趣旨に合致しない施設を除く。）をいう。

(3) 延べ宿泊人数 合宿の参加人数に宿泊日数（大会、イベント等への参加に伴う、その開催中及び開催前後の宿泊数（以下「大会宿泊数」という。）を除く。）を乗じて得た数をいう。

(交付の要件)

第3条 補助金の交付の対象となる合宿は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものであって、市長が適当と認めたものとする。

(1) 市内のスポーツ施設（スキー場及びスケート場に限り。）を利用し、かつ、市内の宿泊施設に宿泊するものであること。

(2) 5人以上の人数（スタッフを含む。）で2泊以上の連続した宿泊をする

ものであること。

- (3) 1回の合宿における延べ宿泊人数が10人以上あること。
- (4) 営利を目的とするものでないこと。
- (5) 政治的又は宗教的活動を目的とするものでないこと。
- (6) 合宿を行うスポーツ団体が、同一年度内にこの要綱による補助金の交付を受けていないこと。
- (7) 合宿に要する経費について国、県、他の地方公共団体等から助成を受けていないこと。

(平27告示79・一部改正)

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、前条に規定する合宿を行うスポーツ団体とする。ただし、補助の対象となるスタッフは5人を限度とする。

(平27告示79・一部改正)

(複数年度にわたる合宿の取扱い)

第5条 1回の合宿が複数年度にわたる場合の補助対象年度は、当該合宿の最終宿泊日の属する年度とする。この場合において、延べ宿泊人数は、当該合宿の初日から最終日までの延べ宿泊人数とする。

(補助金の額及び補助限度額)

第6条 補助金の額は、1回の合宿における延べ宿泊人数に、1泊当たり1,000円を乗じて得た額とし、1回10万円を限度とする。

(平27告示79・全改)

(事前協議)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者は、合宿を開始する日の7日前までに、日光市スポーツ合宿誘致推進事業補助金事前協議書(様式第1号)による事前協議を行うものとする。

(補助金の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、合宿が終了した日から10日以内に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- (1) 日光市スポーツ合宿誘致推進事業補助金交付申請書兼請求書(様式第2号)

- (2) 宿泊証明書（様式第3号）
- (3) 宿泊者名簿（様式第4号）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（補助金の交付）

第9条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第10条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成27年8月7日告示第79号）

この要綱は、平成27年8月7日から施行する。

附 則（令和5年4月1日告示第57号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

（別紙）

様式第2号（第8条関係）

（別紙）

様式第3号（第8条関係）

（別紙）

様式第4号（第8条関係）

（別紙）